

# 健保ニュース



## 平成 27 年度 決算のお知らせ

### 決算の概要について 実質1億8,723万円の黒字決算!

当組合の平成27年度決算は、予算時点では法定準備金を取り崩しての運営を想定していましたが、実質収入が支出を上回った結果1億8,723万円の黒字となり、法定準備金の上積みもできました。これにより平成28年度は、健康保険料率を維持することとしました

が、26年度には一旦落ち着いた医療費も27年度から増加に転じ、また、高齢者医療制度のための国への納付金も29年度に大きく増加することが想定されるため、今後の健保組合運営は予断を許さない状況にあります。

### 一般勘定（健康保険）決算について

#### 収入の部

収入の大部分を占める保険料収入は、50億8,192万円となり、前年度比100.9%と微増でした。なお、保険料免除となる産前産後休暇と育児休業取得者の年平均人数が前年度比で約30名増加し、平成28年度もさらに増加しています。その他の収入に法定準備金からの一時的な繰入金を加えた収入総額は52億1,092万円となりました。

#### 支出の部

通院や入院による医療費と出産時の一時金・手当金など請求による給付を合わせた保険給付費全体は、27億8,357万円となりました。これは前年度比101.8%、金額にして5,054万円の増加となります。全体の伸展率はそれほど大きくありませんが、内訳としては調剤費と高齢者医療費が大きく増加しました。

また、高齢者医療制度等への各種支援金・納付金は、全体で20億1,917万円となりました。これは前年度比94.5%、金額にして1億1,818万円の減少となります。なお、この減少は一時的な要因によるものです。

人間ドックやがん検診など疾病予防の事業にかかる保健事業費は、6,177万円となり、前年度より1,281万円と大きく増加しました。これは、がん検診の受検者が大きく伸展したこと、および生活習慣病対策としての特定保健指導の実施者数が増加したことによります。以上にその他の支出を加えた支出総額は、49億7,369万円となりました。

その結果、収支残は2億3,723万円となり、一部繰越金を除き、すべて法定準備金に繰り入れました。

### 介護勘定決算について

介護保険は、支出額（介護納付金）が当初から定められているため、その支払いに足りるだけの保険料収入（介護保険収入）を得るための保険料率を設定し、介護納付金を納めることとなります。

平成27年度の介護勘定決算では、保険料収入等の収入額は4億9,563万円、介護納付金等の支出額は4億6,394万円となりました。

その収支残（収入超過）である3,168万円は、2,000万円を次年度への繰越金とし、残額を介護法定準備金に積み立てました。

### 決算後の保有財産について 法定準備金が増加!

決算の結果、当組合の保有財産状況としましては、法定の積立金である「法定準備金」は12億9,246万円となりました。この法定準備金額は、年度末において当局から求められている基準額の

192.42%に当り、6億2,076万円の超過状態にあります。なお、任意の積立金である「別途積立金」はありません。

### 今後に向けて 健保財政は厳しさを増す!

平成27年度は、納付金が減少したことで黒字決算となりましたが、医療費支出は増加傾向が続いており、今後の納付金の増加を考えると当組合の財政状況はさらに厳しい状況になることが予想されます。その中で健保組合の取り組むべき課題は「医療費の抑制」において他ありません。

今後、当組合といたしましては、「会社全体の健康意識が高まる雰囲気づくり」を目指し、さまざまな健康情報の発信や既存事業の深掘り、さらに新規事業検討を進める予定です。

加入者の皆さまも、「健康」に関し“人ごと”とは思わず“自分ごと”

として受け止め、健保組合や会社からの健康に関する発信にぜひ多くの関心を向けてください。さらに、「自分の健康」を自分だけのことは考えず、周りの家族や友人、そして会社の同僚や仲間の問題としてもとらえてみてください。

健保組合からのお願いです。まずは自分の生活習慣を振り返りましょう。たばこの本数を減らしてみる（できれば禁煙）、休肝日をつくってみる、夕食の時間を早めにとれるよう残業時間を減らすような仕事の工夫をする、早く帰ることができるような職場の雰囲気づくりをするなど、できることから始めてみてはいかがでしょうか。

# 特定保健指導 対象になったらぜひ参加を

「積極的支援」と「動機付け支援」の2種類があります

特定健診（定期健診）を受けたあと、特定保健指導のご案内を受けとった方は、ぜひすすんで参加してください。健康寿命をのばすチャンスです！

## リスクが重なっている方が対象です

特定健診を受けた結果、①腹囲、② BMI の数値が一定以上の方は、内臓脂肪が蓄積していると考えられます。これに加えて③血糖、④血圧、⑤脂質異常、⑥喫煙習慣のリスクが重なっていると、メタボリックシンドローム該当者や予備群となり、糖尿病や脳卒中、心筋梗塞などになるリスクが高くなります。深刻な病気を未然に防ぐために、リス

クが重なっている方に特定保健指導を実施します。

特定保健指導には2種類あり、リスクが高い方は「積極的支援」、リスクが中程度の方は「動機付け支援」となります。

### 内臓脂肪をチェック

①腹囲 と ② BMI\* で  
内臓脂肪の蓄積をチェック

\* BMI= 体重 (kg) ÷ 身長 (m)<sup>2</sup>

### リスクの重なりをチェック

- ③血糖が高い
- ④血圧が高い
- ⑤脂質異常がある
- ⑥喫煙習慣がある

+

リスク⊕ 動機付け支援  
初回面接 + 6カ月後の評価

リスク⊕ 積極的支援  
初回面接 + 3カ月以上の継続的支援 + 中間評価 + 6カ月後の評価

## 半年間サポートします

当組合では、特定保健指導が特に必要な方や改善が期待される方に特定保健指導への参加をご案内します。保健師・管理栄養士などのプロが、あなたの健診結果

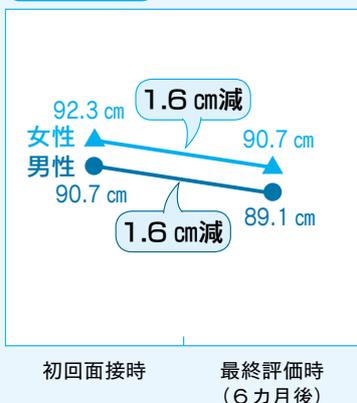
をもとに、生活習慣の改善を半年間にわたってサポートします。プロに相談できるよいチャンスですので、ぜひご参加ください。

## 体重や血圧などがダウン 特定保健指導は効果あり!

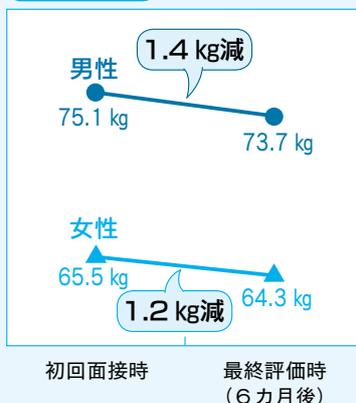
特定保健指導を半年間受けると、体重や血圧に効果が現れることがわかってきました。体調の改善をすぐに実感できるとともに、長い目で見れば健康寿命をのばすことにつながります。6カ月取り組めば、きっと効果は出ます！



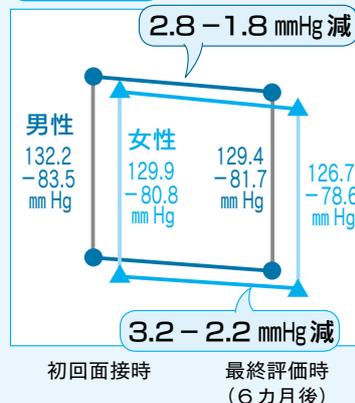
### 腹囲の変化



### 体重の変化



### 血圧の変化



【特定保健指導の効果に関する特別調査結果報告書】（公益社団法人全国労働衛生団体連合会保健指導研究会）より特定保健指導の対象者 25,118 人（うち脱落者 2,240 人）の初回面接時と最終評価時の測定値の平均を比較したもの

## 高血圧症・糖尿病・脂質異常症などで内服治療中の方へ

内服治療中の方は、特定保健指導の対象にはなりません。今後もかかりつけ医に相談しながら健康管理に取り組んでください。

# どんなことをするの? 特定保健指導

「動機付け支援」の案内  
もらったAさん



特定健診の結果に基づき特定保健指導の対象になると、健保組合から案内が届きます。

特定保健指導では、保健師や管理栄養士などの支援スタッフが、生活習慣改善をめざしてアドバイスやフォローをしてくれます。当組合では、SOMPOリスクアマネジメント(株)および(株)保健支援センターに支援を委託しています。実際にどんなことが行われるのか、見てみましょう。

「積極的支援」の案内  
もらったBさん



## 動機付け支援

では、こんなことをします

## 積極的支援

では、こんなことをします

### 初回面接

支援スタッフと面接し、生活習慣改善に向けて、運動や食事などに関する具体的アドバイスを受けます。また、腹囲や体重を減らすための具体的な行動目標や計画を立てます。

たとえば  
こんな目標・  
計画を立てます

- 体重を 3 kg 減らす。
- 食事は肉 → 魚・野菜中心にする。
- 休肝日を設ける。
- ウォーキングキャンペーンに参加する。
- ...etc.

これなら  
できそう



6カ月間、  
自分で計画を実践...



### 3カ月以上の継続的支援

電話、メールなどの方法により、3カ月以上の継続的な支援を受けます。動機付け支援より手厚い、複数回に及ぶ支援となります。



生活習慣  
改善を実践...



### 6カ月後

初回面接で設定した目標や計画が達成できたか、確認します。

### 評価

腹囲減!



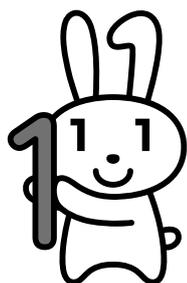
90kg

85kg

体重減!



## 健保組合でも



# マイナンバー

## を取り扱います

平成28年1月以降、社会保障・税・災害対策の3分野の行政手続きにおいて、順次、マイナンバーの記載が必要になっています。健保組合でも、健康保険法による保険給付の支給等の事務において、マイナンバーを取り扱うこととなります。

平成29年1月以降は、健保組合に提出する書類のうち、マイナンバーの記載が必要となる書類もあります。健保組合では、それに先立ち、平成28年10月以降、事業所を通じて被保険者・被扶養者（以下、加入者と呼びます）のマイナンバーの収集を開始していますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

### 今後のスケジュール

平成28年  
10月以降



平成29年  
1月以降



平成29年  
7月以降

- 健保組合では、事業所を通じて、加入者のマイナンバーを収集（加入者の方は、自分のマイナンバーを事業主に提供）
- 任意継続被保険者については、健保組合が直接収集
- 健保組合に提出する「資格取得届」や「被扶養者異動届」など、いくつかの書類にマイナンバー記入欄が設けられる
- 健保組合と他の関係機関との情報連携開始

## 健保組合の番号制度への取り組み

健保組合は、番号制度上、「個人番号利用事務実施者」といい、社会保障分野の中での健康保険の事務を行う機関としてマイナンバーを扱うため、皆さんのマイナンバーの収集を行います。事業所にお勤めの方は事業主経由で、任意継続被保険者の方は直接、健保組合にご提出いただくことになります。

なお、マイナンバーを含む個人情報を「特定個人情報」といい、その取り扱いが安全かつ適正に行われるよう、個人情報保護法よりも厳しい措置が番号法に定められています。健保組合では皆さんの個人情報を大切に取り扱うため、諸規程の整備を行いました。当組合のホームページ（<http://www.fukoku-kenpo.or.jp/>）に個人情報保護の基本方針となる「プライバシーポリシー」と、保持する個人情報の種類と利用目的を「利用目的の公表」として掲載していますのでご確認ください。

事業主は、番号制度上、「個人番号関係事務実施者」といい、事業所にお勤めの皆さんからマイナンバーを収集し、健保組合へ提出することになります。

### 事業主（会社）に対するマイナンバー提出のお願い

健保組合では、皆さんが会社に提出したマイナンバーを会社から提供を受けることになっています。ご本人およびご家族ともに会社から提出依頼があったかと思います。まだ提出されていない方については指示に従い提出をお願いします。